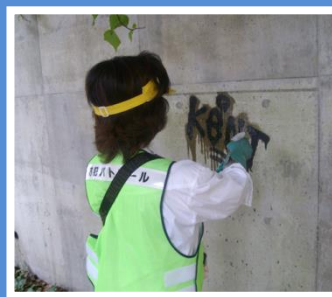




ふじさわ 防犯ハンドブック

～みんなで作ろう安全・安心のまち～



藤沢市



はじめに



藤沢市では、犯罪の発生原因を犯罪者の人格や境遇に求める伝統的な「犯罪原因論」に代わり、欧米で台頭している「犯罪機会論」を防犯対策の柱と位置づけ、平成21年3月から、日本における「犯罪機会論」の第一人者である立正大学の小宮信夫教授に、本市の「安全・安心まちづくり推進員」に就任していただき、「犯罪機会論」に基づく防犯対策に取り組んでおります。

これまでの「犯罪原因論」に基づく犯罪原因分析は、犯罪を犯した人間の内面部分に焦点をあてて分析しているため、個々の犯罪原因を特定することはできても、その後に発生する類似事件の発生抑止には、あまり高い効果を発揮できませんでした。一方、「犯罪機会論」は、犯罪の発生した原因はその環境にあるととらえて分析し、犯罪の機会を与えないという考え方であり、市といたしましては、これを具現化するため、領域性、監視性、抵抗性の3つの視点で、間接的に抑止力のあるまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、犯罪認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあるものの、市民が治安に対して不安を抱く「体感治安」が回復するまでには至っておりません。そこで、今回「犯罪に強いまちづくり」に向けて、これまでの防犯に対する取り組みをハンドブックにまとめました。このハンドブックが、防犯について考える一助となれば幸いです。

今後も、市民の皆様、警察、行政とが一体となって防犯活動を継続し、取り組みの強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2016年（平成28年）3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

ふじさわ防犯ハンドブック

目次

藤沢市の防犯に対する考え方	-----	4
第1章 犯罪機会論に基づく取り組み	-----	5
1. 犯罪原因論と犯罪機会論	-----	6
2. 地域安全マップづくり		
第2章 地域と共に取り組む防犯活動		
1. 地域の防犯パトロール活動	-----	13
2. ホットスポットパトロール研修	-----	14
3. 落書き消し隊活動	-----	18
4. 安全・安心ステーション運営事業	-----	23
5. 地縁団体による防犯カメラ設置事業	-----	24
6. こども110番の家事業	-----	26
7. 防犯灯LED化推進事業	-----	26
第3章 防犯ガイドラインによる公共施設管理		
1. 防犯ガイドラインとは	-----	27
2. 市立小・中・特別支援学校の誘導ライン	-----	28

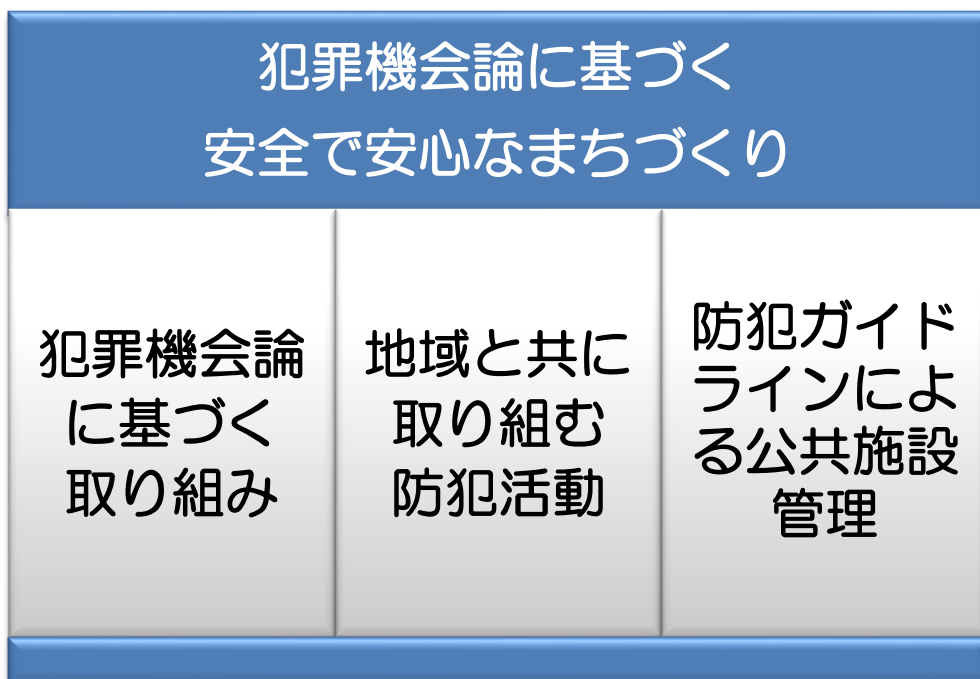
藤沢市の防犯に対する考え方

本市では、平成16年度に防犯対策強化事業を市の重要事業に位置付け地区の防犯パトロール隊への支援をはじめ、自治会、町内会で設置する防犯灯の補助等の事業を展開してまいりました。

平成18年度には、市長を議長に、藤沢警察署長、藤沢北警察署長を副議長として、各防犯団体、企業関係団体、行政機関などで組織する「犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議」を設置し、特別課題としての夏期江の島周辺夜間パトロールや繁華街パトロール等を始め市民、警察、行政が一体となった総合的な防犯対策を推進しています。

また、市民の自主防犯活動として、各自治会、町内会の防犯部長を構成員とする「防犯協会」が市内14地区に設立されており、それぞれの防犯協会の円滑な活動を支援するため、市長を会長、各地区防犯協会の会長を委員とする「藤沢市防犯連合協議会」が組織され、市内の防犯活動の一翼を担っております。

その他にも、本市では、犯罪防止を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民とともに様々な防犯対策に取り組んでいます。



第1章 犯罪機会論に基づく取り組み

1. 犯罪原因論と犯罪機会論

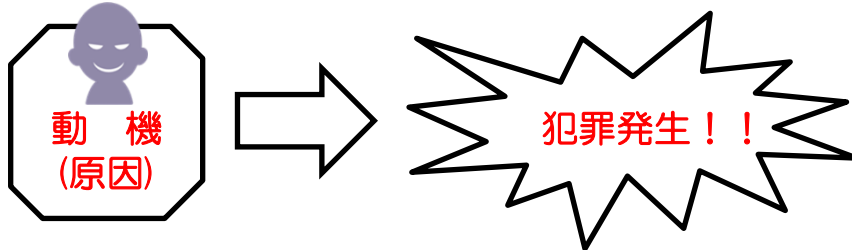
犯罪は、いわゆる動機と犯罪の機会が接触した時に発生すると言われて
います。この中で犯罪の動機部分に注目し、犯罪発生の原因をその中に見
出そうとする考え方を『犯罪原因論』と言います。何か事件等が発生した
際に、テレビ等のニュース等で、加害者の家庭環境や境遇などが取り沙汰
されるのも原因論の一つと言えます。この理論ではそのような原因を取り
除くことが防犯に繋がると考えるので、必然的に「人」に注目します。し
かし、仮に一つ一つの動機にアプローチしたとしても、それを専門家でも
ない私たちがすぐに防犯に結び付けるのは難しいでしょう。

一方、『犯罪機会論』は犯罪を起こしやすい条件（機会）に着目し、そ
こから犯罪防止策を考える理論です。「人」には一切注目しないという点
が『犯罪原因論』と大きく異なります。多くの犯罪は「入りやすい」「見
えにくい」という条件を満たす場所で発生しています。

つまり、この条件を満たすかどうかを判断できれば、その場所を避けた
り、あらかじめ対策を施したりすることができるのです。

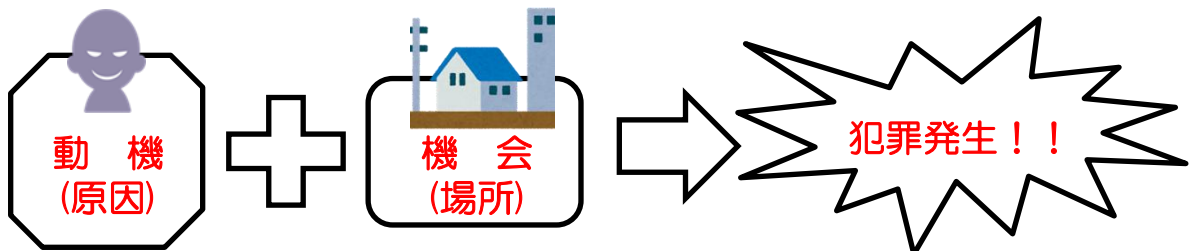
◆犯罪原因論

※犯罪は「人」が起こすものなので、「罪を犯す人」に注目する考え方



◆犯罪機会論

※犯罪は動機があっても機会がなければ実行されないなので、場所に注目する考え方



2.地域安全マップづくり

本市では、犯罪機会論の普及啓発及び街頭の犯罪被害防止能力向上を目指し、平成19年度から「地域安全マップづくり」の指導者養成講座を開催しています。この講座は、地域安全マップの考案者である小宮信夫教授（立正大学）を講師に招き、市内防犯関係者、教職員を対象に実施しています。また、平成21年度からは、指導者養成講座を受講した方をサポートスタッフとして、市内の市立小学校の児童を対象とした地域安全マップづくりを行っています。これは子ども自身が「安全な場所や危険な場所」を景色を見て判断できるようにするものであり、これまでの不審者マップや犯罪発生マップとは異なります。



※景色から危険な場所、安全な場所を見つける街歩き



※地域安全マップ作製作業風景



※市内の小学校児童が作製した地域安全マップ

(1) 地域安全マップとは??

「地域安全マップ」は、犯罪が起こりやすい場所を地図にまとめたものです。実際に犯罪が発生した場所を表示した地図（犯罪発生マップ）ではなく、また、不審者が出没した場所を表示した地図（不審者マップ）でもありません。「犯罪が起こりやすい場所」（誰もが入りやすく、誰からも見えにくい（見られにくい）場所）を洗い出したものが地域安全マップです。

(2) 地域安全マップづくり講習会とは??

受講者が誰もが入りやすく、誰からも見えにくい（見られにくい）というキーワードを使って、「犯罪が起こりやすい場所」がないか点検します。受講者自らが地域に潜む危険性を発見するという「気づき」を通じ、危険予測能力の向上と犯罪被害の防止を目的としています。

◆犯罪抑止の三要素

犯罪の機会を減らすためには、次の要素を高める必要があります。

領域性の確保（集団的防犯活動）

- ・コミュニティの犯罪に対する強さが感じられる環境をつくり、犯罪企図者の侵入や滞留を抑制すること。

監視性の確保（集団的防犯活動）

- ・犯罪企図者が常に人から見られる可能性のある環境をつくり、犯罪をあきらめさせること。

抵抗性の確保（個別的防犯活動）

- ・犯罪被害の対象になりうる人や物を強化し、犯行に抵抗すること。



(3) 犯罪が起こりやすい場所



犯罪が起こりやすい危険な場所とは
「入りやすい場所」＋「見えにくい（見られにくい）場所」

物理的に見えにくい場所



① 塀に囲まれているような場所
周囲からの視線が遮られるため、見えにくく、犯罪の起きやすい場所です。



② 田畑が広がり人の視線がない場所
一見、見通しがよくても、視線そのものが無いので、見られにくく、犯罪の起きやすい場所です。

心理的に見えにくい場所



③ 落書きやごみが放置されている場所
落書きや、ゴミ等が放置されている場所は、地域の関心が低く、犯罪の起きやすい場所と言えます。



④ 不特定多数の人が集まる場所
多くの人が集まり、お互いの注意力が散漫になるため、見られにくく、犯罪の起きやすい場所です。

(4) 犯罪が起こりにくい場所



犯罪の起こりにくい場所とは
「入りにくい場所」＋「見えやすい（見られやすい）場所」



①入りにくく見えやすい公園
車止めがあるため、入りにくく、公園を囲むフェンス等も視界が確保されているため、安全な場所と言えます。



②ガードレールのある道路
ガードレールが設置されており、歩道と車道が明確に分かれています。また歩道側には手入れをされている花が咲いており、領域性と監視性が確保された安全な場所と言えます。



(5) 地域安全マップづくりの実施事例と効果

Interview

鵜沼小学校4年生担任の先生に伺いました。

地域安全マップづくりを行おうと思った理由はなんですか？

8月に教員向けの地域安全マップづくりの研修を受けました。「ここは安全そうだ。」「ここは危ないな。」実際に街の中を歩いて危険な場所を探すのですが、いままで、そのような視点で街を見ながら、歩いたことはありませんでした。一度そういった視点で街を見てからは、いつもと同じところを歩いていても、見慣れた公園の前を通りかかっても、自然に「ここは安全かな？」と考えるようになりました。

そこで、児童にもこの安全マップづくりの活動を通して、次の①～③のように「危険を感じ取り回避する力」を身につけさせたいと考えました。

- ①犯罪が起こりそうな場所を発見できるようになる。
- ②普段から、いろいろな場所で危険な場所かどうかを考えるようになる。
- ③危険な場所には近づかないようになる。

児童には、この学習を生活の中で役立てることができるように指導していきたいと考えています。



※街歩きに向かう児童とサポートスタッフ



※街歩き中に撮影した写真を使って、地域安全マップを作製する児童たち

(6) 藤沢市安全・安心まちづくり推進員から

小宮教授に聞きました。

「地域安全マップ」づくりについて教えてください。

藤沢市安全・安心まちづくり推進員
小宮信夫教授



子どもの防犯については、防犯ブザーを渡し、「大声で助けを呼べ」、「走って逃げろ」と指導している自治体が多い。しかし、これらはすべて襲われた後のことであり、犯罪はすでに始まっている。つまり、真の意味では、「防犯」ではない。危機管理の言葉を使えば「クライシス管理」であり、「リスク管理」ではないのだ。

襲われないためには、どうするべきかという「リスク管理」に比べ、襲われたらどうするべきかという「クライシス管理」では、子どもが助かる可能性は低い。また、「クライシス管理」は実態にも合っていない。

なぜなら、子どもの連れ去り事件のほとんどは、だまされて自分からついていったケースだからだ。加害者Mが起こした東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件（昭和63年～平成元年）も、神戸連続児童殺傷（酒鬼薔薇【さかきばら】）事件（平成9年）も、奈良女児誘拐殺害事件（平成16年）も、神戸女児誘拐殺害事件（平成26年）も、すべてだまして連れ去ったケースである。ではなぜ、だまされるケースが頻発するのか。

それは、「不審者に気をつける」「知らない人にはついていくな」と、子どもを「人」に注目させているからだ。本当の不審者は、防犯チラシに登場する不審者のように、マスクをしたりサングラスをかけたりはしていない。さらに、子どもの世界では、知らない人と道端で二言三言、言葉を交わすだけで知っている人になってしまう。

このように、だれが犯罪を企てているかは見ただけでは分からない。言い換えれば、「人」に注目している限り危険は予測できない。危険を予測し回避するためには、絶対にだまさないものにすぎない。それが「景色」だ。人はウソをつくが、景色はウソをつかない。人はだますが、景色はだまさない。

この景色から危険を予測する能力を、「景色解読力」と呼んでいる。地域安全マップはまさしく、この「景色解読力」を高める学習ツールである。そのため地域安全マップは、「犯罪が起こりやすい場所を風景写真を使って解説した地図」と定義されている。

景色解読、つまり、景色が放つメッセージをキャッチするコツは、「入りやすい」「見えにくい」という犯罪機会論のキーワードを意識することである。したがって、地域安全マップづくりでは、（だれもが／犯人も）「入りやすい場所」と（だれからも／犯行が）「見えにくい場所」を洗いだすことになる。

「景色解読力」が高まれば、それによって、未来の犯罪を予測し、危険を事前に回避できるようになる。まさしくこれこそが、襲われないためにはどうするべきかという「リスク管理」の手法なのである。したがって、マップづくりとは言うものの、実際には能力の向上という「人づくり」であって、地図の作製という「物づくり」ではない。正しい方法により作られた地域安全マップは、子どもと地域の「未来への航海図」にもなるに違いない。



※台北日本人学校（台湾・台北市）で行われた地域安全マップ講習に参加する子どもたち

第2章 地域と共に取り組む防犯活動

犯罪をなくすことは大変難しいことです。しかし、一時的な犯罪予防だけでなく、地域が絶えず犯罪に対して注意を続けることで、犯罪被害のリスクを軽減していくことが可能です。

地域における自主的な防犯活動が力を合わせることにより犯罪企図者を寄せ付けない犯罪に強い地域をつくります。

ここでは、地域の防犯活動の事例をご紹介します。

1. 地域の防犯パトロール活動

本市では、市内の14地区に、各地区の自治会、町内会の防犯部長等によって構成されている、防犯協会が設置されています。

各地区の防犯協会は、地域の防犯活動の中心として、自治会や町内会のパトロール隊等と共に、徒歩や自転車によるパトロール及び、子どもの見守り活動が行われています。

また、平成22年から平成27年の間に、各地区の犯罪抑止に役立ててほしいと、青色回転灯装備車（通称、青パト）が、市内在住の方から寄贈され、青パトを使用した防犯パトロールが市内全域で行われるようになりました。



※毎年、夏期と年末に行われる藤沢駅前環境浄化パトロール



※全市一斉防犯パトロール出発式に参加した青色回転灯装備車

2.ホットスポットパトロール研修

防犯パトロールといえば、一般的にランダムにルートを設定して、パトロールを行う方法が主流ですが、藤沢市では、平成23年11月に県内で初めてホットスポットパトロール研修会を開催し、毎年、各地区の防犯協会を対象に新しいパトロール方法として、研修を実施しています。



※長後地区防犯協会での研修風景

(1) ホットスポットパトロールとは??

地域安全マップなどで発見した「入りやすく見えにくい」駐車場や空き地などの犯罪が起きやすい場所を重点的に見回るパトロールです。犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることから、犯罪抑止に大きな効果があるパトロールとして注目されています。



※明治地区防犯協会での研修風景
小宮教授から、普段のパトロールコースを回りながら、注意すべき場所等の説明を受けている参加者



(2) ホットスポットパトロールの実施事例と効果

Interview

湘南大庭地区防犯協会の会長に伺いました。

ホットスポットパトロールを始めた理由と今後の展望は？

湘南大庭地区で自主防犯パトロールをはじめて11年が経ちました。平成27年度は湘南大庭地区の48自治会・町内会のうち44自治会・町内会が、それぞれの実情にあったパトロールを実施しております。毎月の活動報告には「異常なし」がほとんどで、報告があってもゴミの不法投棄や放置自転車等です。

この状況は地域にとっては、異常のない状態なのですが、かかわっているパトロール隊員にとって、時として目的を見失うことにもなっているようです。

そのため、当協会では、パトロールの目的意識を持続し、マンネリの予防のためにも、パトロールの方法や視点を工夫するため犯罪機会論を取り入れ二つのことを実施しています。

一つ目は、地域安全マップの作製を行っています。パトロール地域を「入りやすく見えにくい」をキーワードにして歩くことで、普段の視点とは違う目で見ることができ、予防措置も採りやすくなります。また、マップの作製はグループで行うので、参加された防犯部長さん同士が顔見知りになるという大きなメリットがあります。

二つ目は、ホットスポットパトロールの手法を取り入れています。

昨年、当地区の中学生の問題行動が悪質になり、定期パトロール以外にも回数を増やしました。ホットスポットとなりうる学校や公園、スーパーや空き地等をゆっくり廻り、パトロールをしている姿を印象付けるように工夫しました。黄色のジャンパーと帽子、誘導灯という目立つ格好で歩くことで、安心してくれる人、警戒する人それぞれですが、このように活動している人達がいることを知ってもらうことは大切だと思います。

ホットスポットパトロールのポイントは、時期や場所により目の配り方も変わります。出発前にパトロールコースについて検討し目的を共有化しておくことも必要です。季節により方法も時間帯も変える方が無理なく継続していけるのではないかと思います。

(3) 藤沢市安全・安心まちづくり推進員から

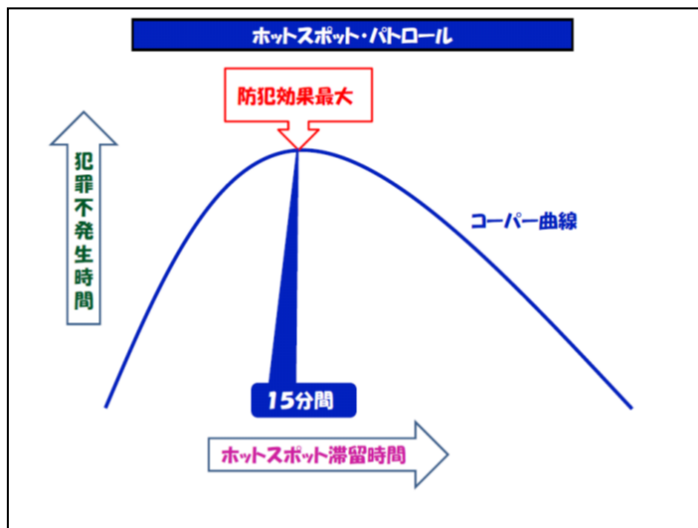
小宮教授に聞きました。

ホットスポットパトロールについて教えてください。

パトロールと言えば、ルートを固定しない「ランダム・パトロール」を指すのが一般的である。その背景には、いつどこにパトロール隊が現れるのかが分からなければ、犯罪者にとっては、至るところにパトロール隊がいるような錯覚が生まれ、犯行をあきらめるだろう、という前提がある。しかし、本当にそうだろうか。

例えば、下見中の泥棒がパトロール隊とバッタリ会ったとする。しかし泥棒は、まだ犯行を始めてはいない。したがって、パトロール隊に顔を見られても、その状況では、パトロール隊が現行犯逮捕や110番通報をすることはできない。さらに、泥棒は、空き巣を始める瞬間は道路から見えない家を選ぶ。そのため、道路をパトロールしている人からは、空き巣を始める瞬間の泥棒を発見することはできない。

こうした理由から、海外ではランダム・パトロールは人気がない。それに代わって登場したのが、犯罪が起こりやすい場所を重点的に回る「ホットスポット・パトロール」だ。ジョージ・メイソン大学（アメリカ）のクリストファー・コーパー准教授によると、ホットスポットに滞留する時間は15分がベストだという。このメカニズムは、「コーパー曲線」と呼ばれている。



※防犯効果は、ホットスポットに滞留する時間が長くなるほど増加するが、15分を超えると逆に減少に転じる。

このホットスポット・パトロールは、日本でも効果を発揮するはずだ。例えば、窃盗団は、車を使ってターゲット地区に入り、まず作戦本部を決めてそこに駐車し、その後に徒歩で物色を開始する。窃盗団にとって、物色中にパトロール隊と遭遇することは想定内であり、まだ、犯罪を始めていないので捕まることはないと思っている。

しかし、パトロール隊に窃盗団の作戦本部（ホットスポット）に滞留されたら、彼らはどう思うだろうか。これから行おうとしている空き巣を、事前知っているかのようなパトロール隊の行動だ。窃盗団が受けるショックは計り知れない。当然、リスクを回避するため、その地区での犯行をあきらめるはずだ。

住民によるパトロールと言うと、とにかく不審者の発見を目的にしがちだが、それでは意味がない。犯罪者は、犯罪を始める瞬間を見られない場所を選んでくる。つまり、不審者の発見は不可能に近いのだ。

防犯効果が期待できるパトロールは、不審者探しではなく、問題探しのパトロールである。問題探しの方法は、地域安全マップづくりと同じなので、（だれもが／犯人も）「入りやすい場所」と（だれからも／犯行が）「見えにくい場所」を探せばいい。そこが、未来のホットスポットである。

このように、単調に見えるパトロールも、ホットスポット・パトロールの方法を採用すれば、心理学や社会学の知見が盛り込まれた、実に奥の深いパトロールに進化する。そして、奥の深いパトロールであればあるほど、防犯効果も大きくなるのだ。



※シカゴ警察のホットスポット・パトロールに同行した小宮教授

3.落書き消し隊活動

(1) 落書きは治安悪化のバロメーター

落書きは、まちの美観を損ねるばかりでなく、不快感や恐怖心を抱かせるものです。また、落書きを放置すると、警察や地域住民の監視の目が行き届かない無関心な場所と見られ、次から次へと落書きが増加するだけではなく、より重大な犯罪を招く恐れがあります。いわば、治安悪化のバロメーターと言えます。

本市では、犯罪機会論の一種である「割れ窓理論」(Broken Windows Theory)の視点を踏まえ、落書きを割れた窓に見立て、地域の防犯活動の一環として、落書き消去と防止活動に対し、物品支援を行っています。特に湘南大庭地区防犯協会の活動をモデルとして、他地区の防犯協会への普及に努めております。

◆割れ窓理論とは??



割れ窓理論とは、軽微な犯罪でも軽視せず、きめ細かく対処することで、重大な犯罪を抑制できるとする考え方です。
「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊される」との考え方からこの名が付けられています。
1982年(昭和57年)にアメリカの犯罪学者のジョージ・ケリングが発表しました。



※湘南大庭地区内の落書きを消す、湘南大庭地区防犯協会の作業風景

(2) 藤沢市の取り組み

施設等への落書きは軽微な犯罪と思われがちですが、その施設の外観の美しさが失われ、周辺住民の方々に不快感を与え、さらには、その場所に目が行き届いていないと思われ、施設周辺の治安に、大きな悪影響を及ぼす恐れがあります。

本市では、きれいで住みよい環境づくりを進めるため、落書きに対する関心を高めることを目的に、市民、民間事業者、警察、行政機関が協力して落書き消しキャンペーンを実施いたしました。

第1回藤沢市の落書き消し隊！決起集会 ～400万人へのおもてなし2015～



※平成27年6月28日（日）開催 午前9時～10時30分まで
片瀬・鵜沼海岸等にかかれた落書きを除去しました。参加団体29団体 202名参加

第2回藤沢市の落書き消し隊！決起集会 ～くずはら里山広場でもおもてなし2015～



※平成27年10月10日（土）開催 午前9時30分～10時30分まで
くずはら里山広場周辺にかかれた落書きを除去しました。参加団体12団体 139名参加

(3) 落書き消し隊の実施事例と効果

Interview

湘南大庭地区防犯協会の会長に伺いました。

落書き消し活動を始めた理由と今後の展望は？

落書き消し活動は、現在の「郷土づくり推進会議」の前身である「くらしまちづくり会議」ではじめました。しかし、次の「地域経営会議」となる時に実働団体ではなくなったため継続できなくなってしまいました。

それでは地域の落書きが増える一方であり、環境の悪化は目に見えています。そこで防犯協会として『環境浄化活動』の一環として引き継いでいこうということになりました。

必要な資材を少しずつ買い揃え、落書き消しチームを3チーム編成できる量の資材を用意しました。

当日の落書き消し活動の対象となる落書きは、事前に下見をして、ペンキを上から塗るのか、溶剤を使って落とすのか決めてからコースを回ります。

年間4回の落書き消し活動を行っており、昨年からは、生活環境協議会と協力し、大庭親水公園付近の県道下の落書き消しと、大量のゴミの撤去もしています。

毎回、きれいになった現場を見ると、疲れより笑顔が多くなる活動です。これからは、消すだけではなく、いかにきれいに仕上げるかを目指したいと思っています。



※落書きを消す前



※落書きを消した後

※湘南大庭地区防犯協会マスコットキャラクター
「しょうたろうくん」

(4) 藤沢市安全・安心まちづくり推進員から

小宮教授に聞きました。

割れ窓理論と落書き消しについて教えてください。

心理的に「見えにくい場所」には二つのパターンがある。一つは、管理が行き届いてなく、秩序感が薄い場所であり、もう一つは、不特定多数の人が集まる場所である。このうち、前者のパターンは、割れ窓理論としてよく知られている。この理論では、「割れた窓ガラス」を、管理が行き届いてなく、秩序感が薄い場所の象徴として用いている。つまり、「割れた窓ガラス」は地域社会の乱れやほころびを表す言葉であり、その背景に地域住民の無関心や無責任があることを想像させる言葉である。無関心・無責任だからこそ、乱れやほころびが放置され続けているというわけだ。

乱れやほころびとしては、建物の割れた窓ガラスのほかにも、例えば、落書き、散乱ゴミ、放置自転車、廃屋、伸び放題の雑草、不法投棄された家電ゴミ、野ざらしの廃車、壊れたフェンス、切れた街灯、違法な路上駐車、公園の汚いトイレなどが考えられる。

そうした乱れやほころびが放置されている場所では、犯罪者に住民の無関心・無責任を連想させ、それゆえ犯罪者は、「犯罪を行っても見つからないだろう」「犯罪が見つかって通報されないだろう」「犯罪を止めようとする人はいないだろう」と思うだろう。つまり、犯罪者からすれば、その場所は、見て見ぬ振りをしてもらえそうな、心理的に「見えにくい場所」なのだ。



※片瀬西浜見晴らし台の落書き

この割れ窓理論を考え出したのは、ラトガース大学（アメリカ）教授のジョージ・ケリングである。興味深いことに、ケリングは、かつて自身が訪問した日本の交番が、割れ窓理論のアイデアに結びついたと述べている。確かに交番の役割は、犯人の逮捕（＝犯罪原因論）というよりもむしろ地域の支援（＝犯罪機会論）である。

割れ窓理論が当てはまる事件としては、平成18年に川崎市の市道トンネル内で起きた殺人事件がある。この事件では、JR貨物ターミナル駅下のトンネル内の歩道で、帰宅途中の27歳の女性が刺殺された。そのトンネル内の壁面には、おびただしい落書きがあった。市役所によると、事件前に地域住民から、トンネル内の落書きについて苦情や要望が寄せられたことは一度もなかったという。

こうした事態を防ぐ取り組みとして有名なのが、ニューヨークの地下鉄の落書き消しである。1980年代初頭まで、地下鉄の車両は落書きだらけだったが、昭和59年にクリーン・カー・プログラムが始められた。このプログラムは、いったん車両がきれいにされた後に落書きされた場合には、それが消されるまでその車両は走らせない、というものであった。したがって、落書きしても、他人に見てもらえなくなったのである。その結果、プログラム開始から5年間で、ニューヨークの地下鉄の落書きは姿を消した。こうした取り組みが影響し、平成2年まで増加していた地下鉄内の強盗は半減した。



※割れ窓理論の生みの親ジョージ・ケリング教授と小宮教授

4.安全・安心ステーション活動

(1) 安全・安心ステーションとは

安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の防犯活動団体が自主的に設置及び運営する地域の防犯拠点施設です。

現在、藤沢市内の6地区に設置されていて、子どもの登下校時の見守り活動や、地区内の防犯パトロール活動の拠点として、また、防犯街頭指導などに利用されています。

藤沢市では、安全・安心ステーションの運営をサポートするため、補助金を交付しています。

(2) 安全・安心ステーション設立年月日

1. 鵜沼地区	平成20年	12月	6日開設
2. 村岡地区	平成21年	3月	1日開設
3. 湘南台地区	平成22年	3月	6日開設
4. 片瀬地区	平成22年	3月10日	開設
5. 御所見地区	平成23年	3月24日	開設
6. 長後地区	平成24年	3月29日	開設



※村岡地区安全・安心ステーション



5.地縁団体による防犯カメラ設置事業



(1) 補助制度の概要

自治会、町内会が、その存する区域内的の道路等における市民の安全の確保、防犯等を目的とした防犯カメラを設置する場合に、当該自治会、町内会に対してその要する費用の一部を補助し、当該地域の良好な環境の維持及び形成に資することを目的としています。

◆設置場所の条件

補助を受けることができる防犯カメラは、一定の場所に常設されるカメラで、撮影空間は道路等の公共空間とし、集合住宅・個人宅内や駐車場等の民地を撮影するものは認められません。

◆補助金額

設置費の4分の3以内の額、または設置する防犯カメラの台数に375,000円を乗じた額のいずれか低い額とします。

※補助の対象となる費用には付属機器設置に係る費用も含まれますが、電気代、補修等の維持管理に係る費用は含みません。

(例) 200万円で5台設置する場合の補助額

$$\textcircled{1} 200\text{万円} \quad \times \quad 4\text{分の}3 \quad = 150\text{万円}$$

$$\textcircled{2} 5\text{台} \quad \times \quad 37\text{万}5\text{千円} \quad = 187.5\text{万円}$$

この場合、①と②を比較すると①が安価ですので、①が適用されます。

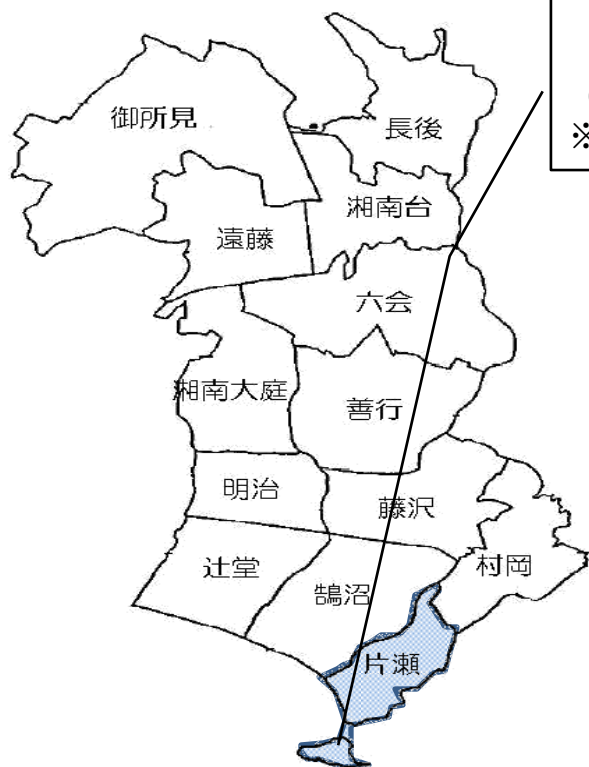
(2) 市内の稼働状況

単位：台

地区名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計(累計)
片瀬地区	10	20	0	0	0	11	0	0	33	4	32	110
鵜沼地区	0	0	0	2	2	2	4	8	2	4	8	32
藤沢	東部地区	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8	12
	西部地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
村岡地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
辻堂地区	0	0	0	2	0	0	14	0	0	0	3	19
六会地区	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
湘南大庭地区	0	0	3	30	0	0	0	0	0	0	5	38
善行地区	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
藤沢市全体	10	24	3	34	2	13	18	10	39	11	63	227

平成16年度から開始された制度に基づき設置された防犯カメラは、延べ227台が設置されました。

主に、藤沢市の南側の片瀬、片瀬海岸、片瀬山、片瀬目白山、江の島を含む片瀬地区の自治会、町内会で防犯カメラが設置されています。



【片瀬地区】

累計：110台

(平成16年度～平成26年度)

※特に江の島島内で33台が稼働しています。

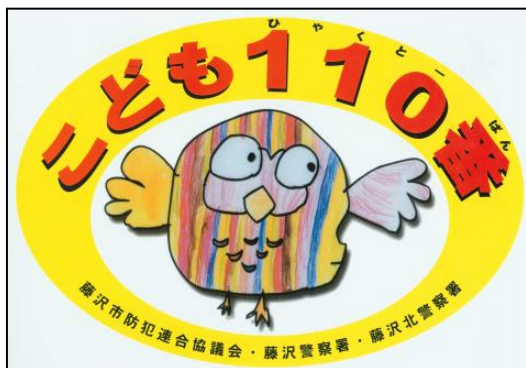


※平成24年(2012年)のパソコン遠隔操作事件の際に、犯人から送られたクイズを解くと、「ウイルスソフトを格納した記憶媒体を、江の島に住む猫に付けた」という文章が現れました。警察が、江の島で猫を発見し、島内に設置されている防犯カメラを調べたところ、容疑者の映像が記録されており、事件解決に繋がりました。

6. こども110番の家事業

子どもが犯罪等から助けを求めてきた場合に、犯人（または不審者）から逃れるための一時的な緊急避難場所として、また、警察等への通報場所として、昼間在宅されている住宅や店舗にご協力いただき、看板の掲示をお願いしている家のことをいいます。

また、地域でこども110番の家の看板を掲げることで、子どもたちに対する犯罪は起こさせないとの意志を犯罪企図者に知らしめることができます。



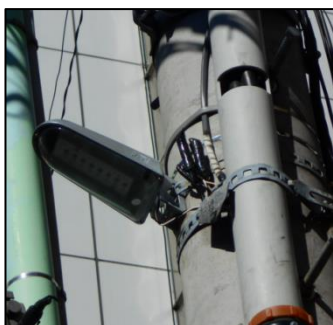
※「こども110番の家」フクロウの由来
警察庁で推奨した「こども110番の家」事業に、藤沢商工会議所が賛同し、市内の小学校・特別支援学校を対象に「こども110番の家」イラストを募集して、現在の図柄（フクロウ）に決定しました。

フクロウは、360度首が回り、夜行性であることから、地域に目を光らせているということで採用されました。

7. 防犯灯のLED化推進事業

（1）防犯灯のLED化推進事業とは？

「防犯灯のLED化推進事業」とは、自治会、町内会で維持管理している蛍光灯型防犯灯を、エネルギー効率と耐久性に優れている「LED型防犯灯」へ交換することで、温室効果ガス排出削減と電気料金や補修費用等の維持管理費の減少を目的とする事業です。平成26年度から平成28年度までの3年間で実施する計画です。



※耐塩仕様の防犯灯
（JR東海道線より南側で使用）



※通常仕様の防犯灯
（JR東海道線より北側で使用）

第3章 防犯ガイドラインによる公共施設の管理

1. 防犯ガイドラインとは??

「防犯ガイドライン」は、安全で安心したまちづくりを進めるため、犯罪の防止に配慮した環境整備を図るための指針とされています。すでに制定されている神奈川県や三鷹市では、公共施設、道路、公園、駐車場、住宅などにおいて、見通しの確保、照度の確保、ミラー等の設置、歩道と車道の分離など、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準及び管理対策として定められています。

また、学校、通学路における子どもたちの安全確保という面から、関係者の協力体制の確立、情報のネットワーク化、安全教育の実施など、保護者、学校関係者、市民、行政機関等が協働して取り組むべき方策なども定められています。

(1) 本市における防犯ガイドライン

本市では、平成18年度から3年間にわたり、各課で実施している各種事業や公共施設の維持管理等の中から、防犯上対応すべき課題について横断的に見直しを行いました。また、藤沢市安全・安心まちづくり推進員の小宮教授の指導をいただき、今後の安全・安心なまちづくりに向けた指針とするため、防犯ガイドラインを平成21年12月4日に制定し、同日から適用としました。

この防犯ガイドラインは藤沢市が管理する施設等を対象に策定しましたので、目的としては犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する「整備基準」並びに、市民及び関係団体、藤沢市が協働して講ずべき「管理対策等」を定めることにより、犯罪の起こりにくい公共施設等の環境整備を促進し、市民等の安全を確保することとしています。



①藤沢市公共施設等に関する防犯上のガイドライン

②藤沢市道路、公園及び自転車等駐車場に関する防犯上のガイドライン

③藤沢市学校等における児童生徒等の安全確保に関する防犯上のガイドライン

2.市立小・中・特別支援学校の誘導ライン

市内の市立の小、中、特別支援学校（全55校）には、防犯ガイドラインに基づき、すべて校門から校舎玄関まで派手なオレンジ色で来校者誘導ラインが描かれています。この取り組みは来校者の受付への誘導と同時に犯罪企図者の言い訳を防ぐ目的で描かれています。侵入するかどうかの判断基準は、「見つかった時に言い訳できるかどうか。」

例えば、悪意のある人間は、「許可のない者の立ち入りを禁止」した掲示だけでは、「受付に行こうとして道に迷ってしまった」等と言い訳ができるため侵入をあきらめません。

しかし、本市の小、中、特別支援学校ではそのような言い訳はできません。受付までラインを歩いていけば道に迷うことはありませんし、普通の来校者はラインに沿って歩きます。万が一、来校者を装い校門から入っても、ラインから外れるだけで、それを不審な行動として、子どもでも判断出来るように工夫されています。



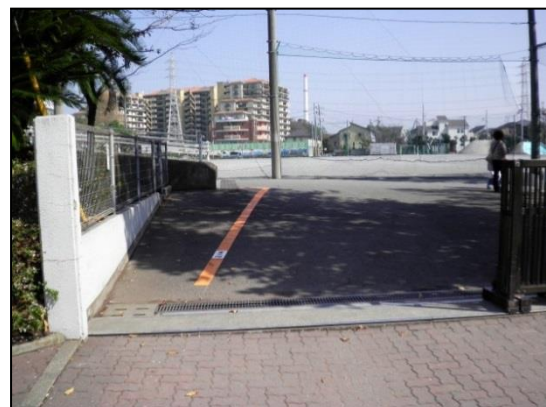
※第一中学校 誘導ライン



※滝の沢小学校 誘導ライン



※滝の沢中学校 誘導ライン



※明治小学校 誘導ライン

(1) 誘導ラインの実施事例と効果

Interview

鶴沼小学校の校長先生に伺いました。

来校者誘導ラインの効果はどうか？

学校を訪ね、やっと正門を見つけたものの、職員玄関が分からずうろたえたなどという経験を皆さんお持ちではないでしょうか。そこで、藤沢市の学校では、そのような事をなくするために「来校者誘導ライン」が設けられています。実際に、矢印とともに「玄関」という表示がなされ、黄色のラインが玄関まで伸びています。そのため、お客様が迷う事なく、親切であると評判が良いです。

この誘導ライン、実は他にも目的があります。それは、不審者を入りにくくさせる、不審者を素早く見つける、といった日常的な学校の危機管理のひとつなのです。学校は、保護者や地域の方、関係者等多くの大人が入り出りをします。その中で誘導ラインがあるにもかかわらず、うろたえ様子を探っている等の不審な行動は大変目立つため、職員はそのような不審人物をいち早く見つけ、声をかける事ができます。たった一本のラインではありますが、お客様の誘導と防犯という二つの大きな目的を果たしています。



(2) 藤沢市安全・安心まちづくり推進員から

小宮教授に聞きました。

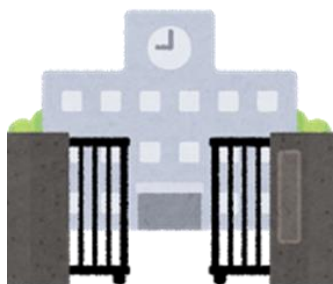
誘導ラインについて教えてください。

「入りやすい」「見えにくい」という二つの防犯キーワードのうち、「入りやすい場所」で起きた典型的な事件が、平成13年の大阪教育大学附属池田小事件である。この事件では、8名の児童が殺害され、13名の児童と2名の教員が負傷した。事件当時の報道では、犯罪者の人格障害に注目が集まったが、そうした犯罪原因論では、具体的な予防策を導き出せない。

文部科学省、大阪教育大学及び附属池田小が、遺族と交わした合意書別紙には、「犯人は自動車で附属池田小学校南側正門前に至ったが、同所の門が閉まっていたことから、そのまま通り過ぎ、同所から離れた自動車専用門に至り、開いていた同小学校専用門の前に自動車を止め、出刃包丁及び文化包丁の入った緑色ビニール袋を持って、同専用門から同小学校敷地内に立ち入った」と書かれている。

つまり、事件発生当時、附属池田小学校は、門が開いている、物理的に「入りやすい場所」だったのだ。実際、犯人も法廷で「門が閉まっていたら入らなかった」と述べている。したがって、学校を「入りにくい場所」にするためには、門を閉めておくことが必要である。もっとも、そんなことをしたら「開かれた学校づくり」に反することになる、という意見もある。

しかし、「開かれた学校」の名に値するのは、単に校門を開放しているだけの学校ではなく、保護者や住民が学校教育や学校経営に十分に参画している学校であるはずだ。ハード面で入りにくくても、ソフト面で入りやすければ、その学校は家庭や地域に開かれていると言えるからだ。



校門を閉める対策のほか、藤沢市で行っている来校者誘導用のライン引きも、学校を「入りにくい場所」にする。多くの学校では、「校長の許可なく立ち入り禁止」とか「ご用のある方は受付にお寄りください」といった掲示を校門に出しているが、それだけでは、学校を「入りにくい場所」にすることはできない。言い換えれば、犯罪者がこうした掲示を読んでも、侵入をあきらめたりはしない。

侵入するかどうかの判断基準は、見つかったときに言い訳ができるかどうかだ。前記の掲示なら、子どもに近づいているとき教職員に見つかったても、「受付に行こうと思ったのですが、道に迷ってしまいました」と言い訳ができてしまう。つまり、とがめられることはない。

だが藤沢市の学校では、そうはいかない。受付までのラインを歩いていれば、道に迷うことは絶対にないので、来校者はラインの上を歩くはずだ。したがって、ラインから外れただけで、それを「不審な行動」と見なすことができる。もはや「道に迷ってしまいました」などと言い訳はできない。しかも、ラインを歩いているかどうかは子どもでも分かる。

要するに、言い訳しにくい（すぐにバレそうだ）と犯罪者に思わせる学校は、心理的に「入りにくい場所」なのである。



※ポーランド・ワルシャワ空港
で利用されている誘導ライン

『ふじさわ防犯ハンドブック』

発行 2016年(平成28年)3月 初版第1刷
2018年(平成30年)2月 初版第2刷

編集 藤沢市 防災安全部 防犯交通安全課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

監修 藤沢市安全・安心まちづくり推進員 小宮 信夫
(立正大学文学部社会学科教授)

問い合わせ

藤沢市 防災安全部 防犯交通安全課
電話： 0466(25)1111 内線2531
FAX： 0466(50)8438
e-mail： fj-bouhan@city.fujisawa.lg.jp



←ふじさわ防犯ハンドブック
のダウンロードはこちら

